

第1章 計画のめざすべき社会像等

第1節 めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、
すべての子どもが豊かに育つことのできる三重

本計画は、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をおおむね10年先のめざすべき社会像として設定し、取組を進めていきます。

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない」とは、結婚を希望する人が結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな要因がなくなっている状況を表しています。

社会的な制約やさまざまな要因は、例えば、若者が経済的な要因により結婚できないこと、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇^{ちゅうちよ}・先送りすること、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を知らず、結果として妊娠・出産の希望がかなわないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気などが考えられます。

「すべての子どもが豊かに育つことのできる」とは、すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境にかかわらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことのできる環境整備が進んでいる状況を表しています。

「家族」のあり方はさまざまに多様化していることから、県民の皆さんに対して、行政を含む地域社会により、社会的養護等も含めた「家族」の形成や機能を支える視点で、きめ細かに取組を進めることも大切です。

第2節 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、「家族」のあり方が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する

子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもの力を信頼します。

(2) 「家族」形成は当事者の判断が最優先される

この計画はめざすべき社会像の実現に向けて、多様な主体と協創すべく、県が取り組む内容をまとめたものであり、県民一人ひとりの価値観に踏み込むものではありません。

結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意します。

(3) 人や企業、地域社会の意識を変える

妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じるものないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持ちます。

取組の効果を高めるためには、子育てに対する男性や地域の意識を変えていくことや、若い社員が結婚でき、仕事と子育てとの両立が可能となるような環境整備が必要との認識を企業等に広めていくことが重要です。

(4) 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する

「家族」のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行うことで、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていけるよう、「家族」を計画全体を貫く視点としたうえで、取り組んでいきます。

(5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

三重県子ども条例においては、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもにかかわる団体並びに市町は、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとされ、県は、これらと連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとされています。

子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支えていきます。

(参考) 三重県子ども条例（平成23年4月施行）抜粋

(基本理念)

第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 二 子どもの最善の利益を尊重すること。
- 三 子どもの力を信頼すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。
- 3 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

第3節 計画目標

計画のめざすべき社会像はおおむね10年程度を目途に達成をめざすこととしていますが、取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とした上で、以下のような目標等を設定します。

(1) 総合目標

めざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する数値目標として2つの「総合目標」を設定します。

総合目標①

県の合計特殊出生率（平成25年 1.49）を、おおむね10年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（「希望出生率」※1）である1.8台に引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」に着目。
- ※1 ここでは、県民の結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準を指す。（具体的な試算方法は6ページを参照）

総合目標②

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合※2」（平成25年度 56.0%）を、平成36年度に67.0%まで引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目。
- ※2 みえ県民カビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第3回みえ県民意識調査（平成26年1月実施）の結果に基づくもので、目標値は1年あたり1ポイントの上昇が継続した場合に到達する水準。

(2) 重点目標

さまざまな課題のうち、解決を図る必要性和優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための数値目標として「重点目標」を設定します。

(例)「重点的な取組8 男性の育児参画の推進」の重点目標

重点目標の項目	現状値	27年度	31年度
みえの育児男子プロジェクトに参加した企業、団体数	5企業・団体 (27年1月)	60企業・団体	300企業・団体

(3) モニタリング指標

目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

	モニタリング指標項目	現状値	関連する主な重点的な取組
1	幸福感（10点満点） （みえ県民意識調査、20歳以上）	6.75点 （25年度）	（計画全体）
2	幸福感（10点満点） （県、キッズ・モニター、小中高校生）	7.45点 （26年度）	（計画全体）
3	幸福感を判断する際に重視した事項で 「家族関係」を選択する県民の割合 （みえ県民意識調査）	69.4% （25年度）	（計画全体）
4	ふだん生活しているなかで、周りの大人 から「大切にされている」と感じる子ども の割合（県、キッズ・モニター）	43.8% （26年度）	（計画全体）
5	平均初婚年齢（県） （厚生労働省「人口動態統計特殊報告」）	男性 30.5歳 女性 28.7歳 （25年）	1 ライフプラン教育の推進 3 出逢いの支援
6	出生児の母の平均年齢（第1子、県） （厚生労働省「人口動態統計」）	29.7歳 （24年）	1 ライフプラン教育の推進
7	25歳～34歳の不本意非正規社員割合 （国）（総務省「労働力調査」）	30.3% （25年度）	2 若者の雇用対策
8	大学卒の3年後の離職率（県） （厚生労働省三重労働局職業安定部「新 規学校卒業者の就職離職状況調査」）	35.2% （26年4月25日）	2 若者の雇用対策
9	「おしごと広場みえ」利用満足度（「大 変満足」、「満足」の回答割合）（県）	90% （25年度）	2 若者の雇用対策
10	婚姻件数（県） （厚生労働省 人口動態統計）	8,844件 （25年）	3 出逢いの支援
11	「不妊専門相談センター」への相談件数 （県）	285件 （25年度）	4 不妊に悩む家族への支援
12	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等 の連携をした市町数（県）	22市町 （26年度）	5 切れ目のない妊産婦・乳幼 児ケアの充実
13	5歳児健診を実施する市町数（県）	5市町 （27年1月）	5 切れ目のない妊産婦・乳幼 児ケアの充実 14 発達支援が必要な子ども への対応
14	周産期死亡率（出産1000対）（県）	4.1 （25年）	6 周産期医療体制の充実と 在宅での療育・療養支援
15	保育士の平均勤続年数（県）	9年2か月 （25年）	7 保育・放課後児童対策など の子育て家庭の支援
16	低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数 （県）	13,042人 （26年4月1日）	7 保育・放課後児童対策など の子育て家庭の支援
17	病児・病後児保育所の実施地域数（県）	22市町 （26年）	7 保育・放課後児童対策など の子育て家庭の支援

	モニタリング指標項目	現状値	関連する主な重点的な取組
18	労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相談件数(県)(三重労働局雇用均等室)	40件 (25年度)	10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援
19	生活保護世帯における子どもの数(人)とその割合(県)	2,137人 0.72% (26年度)	11 子どもの貧困対策
20	児童虐待相談対応件数(県)	1,117件 (25年度)	12 児童虐待の防止
21	要保護児童数(県)	540人 (26年12月)	13 社会的養護の推進
22	子どもの発達障がい等に関する電話相談件数(県)	577件 (25年度)	14 発達支援が必要な子どもへの対応
23	「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等の内50%以上導入している市町数(県)	11市町 (25年度)	14 発達支援が必要な子どもへの対応
24	子どもの貧困率(全国)	16.3%(24年)	11 子どもの貧困対策
25	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率(全国)	54.6%(24年)	11 子どもの貧困対策
26	生涯未婚率(県)(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)	男性 16.29% 女性 7.09% (22年)	3 出逢いの支援
27	男性の家事・育児時間(県)(総務省「社会生活基本調査」)	45分 (23年)	8 男性の育児参画の推進
28	25~44歳女性の就業率(県)(総務省「就業構造基本調査」)	58.3% (24年)	9 子育て期女性の就労に関する支援

※「24 子どもの貧困率」、「25 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率」は3年毎のデータ、「26 生涯未婚率」、「27 男性の家事・育児時間」「28 25~44歳女性の就業率」は5年毎のデータ。

(参考) 希望出生率

本計画では、「県の合計特殊出生率(平成25年 1.49)を、おおむね10年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準(「希望出生率」)である1.8台に引き上げる。」を計画全体を包含する総合目標の1つとして設定しています。

ここでの「希望出生率」は、県民の結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準をいいます。

平成26年5月8日に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が公表した「ストップ少子化・地方元気戦略」の試算方法を参考に、みえ県民意識調査のデータ等により試算すると、1.84となります。

(本計画における「希望出生率」の試算)

$$\begin{aligned} \text{「希望出生率」} &= [\text{既婚者割合} 39.9\% \times \text{予定子ども数} 2.07 + \text{未婚者割合} 60.1\% \times \\ &\quad \text{未婚結婚希望割合} 88.9\% \times \text{理想子ども数} 2.12] \times \text{離別等効果} 93.8\% \\ &= 1.84 \end{aligned}$$

- ・ 試算方法は日本創成会議の報告書に基づく。
- ・ 予定子ども数と離別等効果は日本創成会議報告書のデータ、それ以外はみえ県民意識調査のデータを採用。
- ・ 日本創成会議では1.8程度と試算。